

四日市市告示第427号

四日市市重度障害者手当支給要綱を次のように定める。

令和2年8月11日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度の知的障害、身体障害又は精神障害を有する者に対し、重度障害者手当（以下「手当」という。）を支給するために必要な事項を定め、もってこの者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「重度障害者」とは、20歳以上であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所に知能指数が35以下の者若しくは常時介護を必要とする重度者と判定された者又は療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発見第156号）に規定する障害程度のAに該当し、療育手帳の交付を受けた者

(2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障害程度の1級又は2級に該当する障害を有する者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者で、その障害の等級が1級のもの

2 この要綱において「配偶者」とは、重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。

3 この要綱において「扶養義務者」とは、重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者及び重度障害者を四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第31号）第2条第2項各号に掲げる法律に基づく被扶養者とする被保険者をいう。

4 この要綱において「保護者」とは、第2項に規定する配偶者又は前項に規定する

扶養義務者で、当該重度障害者と生計を同じくするものをいう。

(支給要件)

第3条 手当は、次の各号のすべてに該当する重度障害者に支給する。

(1) 本市内に住所を有する者

(2) 第5条第1項に規定する認定の請求（以下「認定請求」という。）をする日において65歳未満の者。

2 次の各号に掲げる学校等に就学又は入校するために本市外に住所を有する重度障害者で保護者が本市内に住所を有するものは、前項第1号の本市内に住所を有する者とみなす。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校

(2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する障害者職業能力開発校

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、手当は支給しない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第1条各号に規定する施設（ただし、障害者支援施設は生活介護を行うものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所している者

(3) 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して三月を超えて入院するに至った者

(4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条の規定による経過措置として福祉手当を受けている者

(手当の額)

第4条 手当の額は、1人につき月額1,000円とする。

(認定請求及び認定)

第5条 手当の支給を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、四日市市重度障害者手当に関する請求書（届）（第1号様式。以下「請求書（届）」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に請求し、受給資格の認定を受けなければならない。

(1) 請求者の障害の程度を明らかにすることができる知的障害判定書又は療育手

帳、身体障害者手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳

(2) 請求者が第3条第2項各号に規定する学校等に就学又は入校しているときは、在校又は入校証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 請求者に認定請求をすることができない事情があるときは、当該請求者の保護者又は当該請求者を介護している者が当該請求者に代わってその認定請求をすることができるものとする。

3 市長は、認定請求があったときは、支給要件の有無について審査し、その結果を四日市市重度障害者手当認定通知書（第2号様式）（以下「認定通知書」という。）又は四日市市重度障害者手当認定請求却下通知書（第3号様式）により請求者に通知するものとする。

（支給の制限）

第6条 市長は、重度障害者又は配偶者若しくは扶養義務者のいずれかがこの要綱による手当の支給を受けようとする日の属する年度（4月から7月までの間の手当の支給については前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割又は同項第2号に規定する所得割が課されているときは、その年の8月から翌年の7月までの手当の支給を停止する。

2 市長は、前項の規定により手当の支給を停止するときは、四日市市重度障害者手当支給停止通知書（第4号様式。以下「停止通知書」という。）により、重度障害者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づく通知を受けた者が、第1項の規定に該当しなくなったときは、四日市市重度障害者手当支給停止解除通知書（第5号様式）によりその旨を通知するものとする。

（手当の支給）

第7条 市長は、第5条の認定をした重度障害者に対し、手当を支給する。

2 手当の支給は、請求者が認定請求をした日の属する月の翌月から始め、受給資格が消滅した日の属する月で終わるものとする。

3 手当は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期に、それぞれの前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった手当又は第11条に規定する受給資格が喪失した場合におけるその期の手当は、その支給期月でない月であっても、支給できるものとする。

（認定期間）

第8条 手当の認定期間の終期は、毎年7月31日とする。ただし、第2条第1項第3号に掲げる手帳の交付を受けた者で、当該手帳の有効期限が7月31日前であるものを有するものの認定期間は、その手帳の有効期限とする。

(認定期間の更新)

第9条 市長は、前条の規定により手当の認定期間が満了する場合において、その者が引き続き支給を受けることが適当と認めるときは、認定通知書によりその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第10条 手当の支給を受けている者（以下「受給者」という。）は、請求書（届）により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく市長に対し、請求書（届）をもってその旨を届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

3 第1項に規定する変更の届出を行ったことにより、第6条第1項の規定に該当しなくなった者に対しては、その届出の根拠となる変更の事実のあった日の属する月の翌月分から手当を支給する。

(受給資格の喪失)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条に規定する支給要件を備えなくなったとき。

(3) 手当の支給を辞退したとき。

2 前項の規定により受給資格を喪失した受給者は、速やかに市長に対し、請求書（届）をもって受給資格の消滅に関する事項を届け出なければならない。

3 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

4 市長が公簿等により第1項第1号又は第2号に規定する事実を確認したときは、第2項の規定による届出があったものとみなす。

5 市長は、第2項に規定する届出があった場合は、その内容を確認し、受給資格が消滅したと認めたときは、受給資格を喪失した者（受給者の死亡を理由として資格を喪失した場合にあっては、第12条に規定する請求を行った者）に対し、四日市市重度障害者手当資格喪失通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(未支給手当の支給)

第12条 受給資格のある者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき手当で未支給のもの（以下「未支給手当」という。）があるときは、その者の配偶

者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、請求書（届）により、自己の名で、その支給を請求し、当該未支給手当の支給を受けることができる。

2 前項の規定により未支給手当の支給を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。

3 前項の規定により同順位の者が2人以上あるときは、その1人がした未支給手当の支給に係る請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした未支給手当の支給は、全員に対してしたものとみなす。

4 第1項に規定する未支給手当の請求は、受給資格のある者が死亡した日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過したときは、行うことができない。

（不正利得の返還）

第13条 偽りその他不正の手段により手当（未支給手当を含む。）の支給を受けた者は、受給額に相当する金額の全部を市長に返還しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年8月11日告示第427号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（他の要綱の規定により手当の受給資格を有していた者の特例）

2 この要綱の施行の日の前日に四日市市重度障害手当支給要綱（平成22年四日市市告示第395号）の規定により重度障害手当の受給資格を有していた者は、第5条に規定する認定の際に65歳に達していたとしても、当該事由に該当することのみを理由として受給資格を失わない。

（準備行為）

3 この要綱の規定による手当の支給に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第5条、第10条、第11条、第12条関係）

四日市市重度障害者手当に関する請求書（届）

受付印

年 月 日

請求<届出>者 住所 四日市市

氏名 (続柄 印)

四日市市長

電話 ( )

請求・届の種類		認定請求書 ・ 未支給請求書 ・ 世帯変更届 ・ 金融機関変更届 ・ 消滅届					
障害者（受給者）	(ふりがな) 氏名	□請求<届出>者と同じ			生年月日	・ ・ (満 歳)	
	住所	□請求<届出>者と同じ					
	障 害 程 度	身体障害者手帳	種 級	手帳番号	第 号	手帳交付年月日	・ ・
		療育手帳	判定 A	手帳番号	第 号	手帳交付年月日	・ ・
		判定書	知能指数	判定書番号		判定年月日	・ ・
精神障害者保健福祉手帳		1 級	手帳番号	第 号	有効期間		
□ 生活保護		・ 受給している ・ 受給していない					
□ 特別障害者手当 福祉手当（経過措置）		・ 受給している（手当名） ・ 受給していない					
□ 施設入所		・ 入所している（施設名） ・ していない					
□ 病院等への入院 (介護老人保健施設を含む)		・ 入院している（年 月 日から） ・ していない (病院・施設名)					
備考	年 月 日 死亡・転出・生活保護受給・特別障害者手当等受給・施設入所・病院等への入院 障害程度変更 ( )						
支払金融機関	金融機関名		種別	店番号・口座番号	口座名義人(※)		
	銀行 金庫 農協	支店 支所 出張所	普通				
※ 口座名義人は受給者本人に限る。(ただし、未支給手当請求の場合は届出人。)							
先順位者 (未支給手当の請求 の場合は記入)	配偶者	子	父母	孫	祖父母又は 兄弟姉妹		
	いる いない	いる いない	いる いない	いる いない	いる いない		

第1号様式（第5条、第10条、第11条、第12条関係）

加入医療 保険の 被保険者 (世帯主) (組合員)	ふりがな		住所	<input type="checkbox"/> 請求<届出>者と同じ  電 話 (      )		
	氏 名					
	生年月日	年 月 日				
配偶者	ふりがな		住所	<input type="checkbox"/> 請求<届出>者と同じ  電 話 (      )		
	氏 名					
	生年月日	年 月 日				
扶 養 義務者  (配偶者 以外の同居 の親族)	ふりがな		続柄	ふりがな		続柄
	氏 名			氏 名		
	ふりがな		続柄	ふりがな		続柄
	氏 名			氏 名		
	ふりがな		続柄	ふりがな		続柄
	氏 名			氏 名		

第2号様式（第5条、第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害者手当 認定 通知書

四日市市重度障害者手当について、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
認定に関する事項	申請年月日	
	手当月額	
	支給開始年月	
	認定期間	
	支払月	
	その他	



第3号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害者手当 認定請求却下 通知書

四日市市重度障害者手当について、下記のとおり認定請求を却下しましたので通知します。

記

氏 名		
住 所		
認定請求却下	申請年月日	
	理 由	

この処分不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、四日市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、提起することができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害者手当 支給停止 通知書

四日市市重度障害者手当について、下記のとおり支給停止しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
支 給 停 止	支 給 停 止 期 間
	理 由

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、四日市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、提起することができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第5号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害者手当 支給停止解除 通知書

四日市市重度障害者手当について、下記のとおり支給停止解除しましたので  
通知します。

記

氏 名	
住 所	
支 給 停 止 解 除	支給停止解除 年月
	理 由

第6号様式（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

四日市市長

四日市市重度障害者手当 資格喪失 通知書

四日市市重度障害者手当について、下記のとおり資格喪失しましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
資格喪失	喪失年月日
	理 由

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、四日市市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、四日市市を被告として（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）、提起することができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。ただし、審査請求を行った場合、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。なお、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

第 1 号様式（第 5 条、第 1 0 条、第 1 1 条、第 1 2 条関係）

第 2 号様式（第 5 条、第 9 条関係）

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 4 号様式（第 6 条関係）

第 5 号様式（第 6 条関係）

第 6 号様式（第 1 1 条関係）